

## 許可取得後の主な違反行為等について

○ 次の場合に許可証の返納を忘れないようにしてください。

1 古物営業を廃止したとき

2 許可が取り消されたとき

3 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき

は、遅滞なく、許可証を経由警察署に返納してください。違反した場合は罰則があります。

4 許可証の交付を受けた者が死亡した場合

5 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した場合

について、4の場合は同居の親族又は法定代理人、5の場合は合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が遅滞なく、許可証を経由警察署に返納してください。

返納義務が生じます。

○ 個人で許可を取得された方が法人経営に移行するときは、新たに法人として許可を取得しなければなりません。そのまま個人の許可証で法人経営の営業をすることは違反です。

○ 個人で許可を取得された方が亡くなられた場合、許可証を相続することはできません。亡くなられた方の許可証は返納し、古物店を相続して営業する場合は、新たに許可を取得してください。

○ 許可を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないことは許可の取り消し事由になります。